

提言案に対するコメント

(株) 社会安全研究所 首藤由紀

(1) 「規制と利用の分離」による信頼される規制機関の設置

(原子力安全規制組織の機能と業務)

- 原子力安全規制組織は、政府の責任において原子力の安全を確保するため、原子力安全規制による事故の未然防止、危機管理体制の構築・維持による原子力災害の防止に関する業務を担う役割が期待される。

「危機管理体制の構築・維持による原子力災害の防止」という記載では、まだやはり「防止」という考え方しか入っていない。「防災のみならず減災という考え方が必要」というのは、今回の東日本大震災で（主として津波災害に関連して）改めて認識されたところでもある。災害の防止だけではなく、影響の拡大防止・緩和、早期復旧などの概念を入れる必要があるため、この部分は少し修正された方がよいのではないかと。

(平時における備え)

- 平時の業務としては、まず、災害時における情報・指揮系統について、マニュアル等を作成して明確化を行い、関係者への周知・徹底を行うことが重要である。
- 緊急時対策支援システム（ERSS）や緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）については、その機能を抜本的に強化するだけでなく、実効的な運用方法を定め、関係者がその機能を使いこなせるようにするとともに、これらの一部が機能しない場合など不測の事態が生じて、的確に対応できる運用体制を整備することが望ましい。

ERSS、SPEEDIについて「その機能を抜本的に強化するだけでなく」とされているが、現状以上に強化する必要性があるか疑問。すでにSPEEDIなどは高度化も行われている。また、現在、原子力安全委員会のWGで実施されている防災指針の見直しにおいては、PAZ、UPZの概念導入に伴い、これらシステムによる「予測」の意味はかなり薄くなっているように思われる。このため、両システムの機能強化を提言する必要はないのではないかと。